

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年5月

### 1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

### 2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
<b>全部廃業</b>						
1	島根県知事許可 (般 04) 第8004号	(有)小川技建	小川 真	松江市東朝日町158-3	許可を受ける全ての建設業	令和6年5月8日
2	島根県知事許可 (般 04) 第9573号	葵ペイント	齋藤 勉	益田市かもしま北町8-1	許可を受ける全ての建設業	令和6年5月16日
3	島根県知事許可 (般 01) 第9310号	拇電設(株)	拇 隆	雲南市加茂町宇治449-2	許可を受ける全ての建設業	令和6年5月28日
<b>一部廃業</b>						
1	島根県知事許可 (般 01) 第8335号	(株)島根テクニカ	森山 和則	松江市上乃木4-13-1	し、園	令和6年5月10日
2	島根県知事許可 (般 04) 第9952号	山陰産業(有)	坪倉 徹	松江市富士見町1-71	土、建、大、と、石、屋、タ、鋼、舗、し、内、水	令和6年5月13日
3	島根県知事許可 (般 02) 第7239号	(有)横田工業	横田 勝幸	出雲市馬木町756-4	建、大、左、石、屋、タ、ガ、塗、防、絶、具	令和6年5月27日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業